

# 監理技術者等の専任制度について

---

# 1. 現状の監理技術者等の専任制度と課題

## 制度の現状

- 建設業法上、建設業者は、「建設工事の適正な施工」のため、建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの（技術上の責任者）として、監理技術者等を置かなければならない（法律）。
- 「重要な工事」については、監理技術者等を専任で配置しなければならない（法律）。「重要な工事」は、一律に請負金額3500万円（建築一式7000万円）以上のもの（一部除く）と規定（政令）。

### ○建設業法(抄)

(主任技術者及び監理技術者の設置等)

第二十六条 建設業者は、その請け負った建設工事を施工するときは、当該建設工事に関し第七条第二号イ、ロ又はハに該当する者で当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの(以下「主任技術者」という。)を置かなければならない。

2 発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額(中略)が第三条第一項第二号の政令で定める金額以上になる場合においては、前項の規定にかかわらず、(中略)当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの(以下「監理技術者」という。)を置かなければならない。

3 公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるものについては、前二項の規定により置かなければならない主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに、専任の者でなければならない。(後略)

(主任技術者及び監理技術者の職務等)

第二十六条の4 主任技術者及び監理技術者は、工事現場における建設工事を適正に実施するため、当該建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を誠実に行わなければならない。

2 工事現場における建設工事の施工に従事する者は、主任技術者又は監理技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

## 課題認識

- 建設工事の多様さ、施工方法や現場管理手法のICT化の進展を踏まえると、請負金額による一律の専任規制は、技術者配置が非効率になっている可能性があるのではないか。また、監理技術者等の施工管理業務においてもICTを活用することで効率化を図ることを推進すべきではないか。
- 建設工事費の上昇により、現在専任不要の工事は従前に比べて相対的に小規模な工事となっているのではないか。また、近年の働き方改革などの変化を踏まえ、専任技術者についてもより柔軟な配置を可能とする方策が必要ではないか。

## 2. 監理技術者等の専任制度の検討方針(案)

### 検討にあたって留意すべき事項

#### ● 現場配置技術者に関する制度のあり方について

- 元請技術者だけでなく、下請技術者や技能者を含めた施工体制全体で合理化を図る必要がある。
- 専任制により、重要な工事へ技術者の確実な配置を確保してきたことも踏まえる必要がある。
- 働き方改革に逆行することのないよう、技術者個人の負担も考慮する必要がある。

#### ● ICTを活用した施工管理について

- ICTの活用により監理技術者等の職務の代替を可能とする場合においても、適正な施工体制が担保できる方策を講じる必要がある。
- 将来のICTの進展を見据えた制度設計を行う必要がある。

### 検討方針

- 専任制度の見直しにあたっては、適正な施工体制の確保を前提としつつ、ICTの活用状況や今後の進展可能性を踏まえて検討を行う。
- 早期に導入可能なものから制度見直しを行い、制度の変更が及ぼす影響を見極めつつ、段階的に見直しを行う。
- まずは、直面している担い手不足の現状、生産性向上のニーズに直結する課題に対応するため、現行制度の見直しから検討を進める。
- 併せて、中長期的には、今後のICTの進展可能性を踏まえ、先進的な技術や個々の工事の特性に応じた適正かつ効率的な施工体制による施工が可能となる制度の考え方について検討を深める。

### 3. 監理技術者等の専任制度の検討の方向性(案)

#### ○専任不要上限額の引き上げ検討

基準請負金額について、過去の工事規模との比較を行い、建設工事費デフレーター、消費税率等を踏まえ、引き上げ幅を検討。

#### ○兼任可能な条件の検討

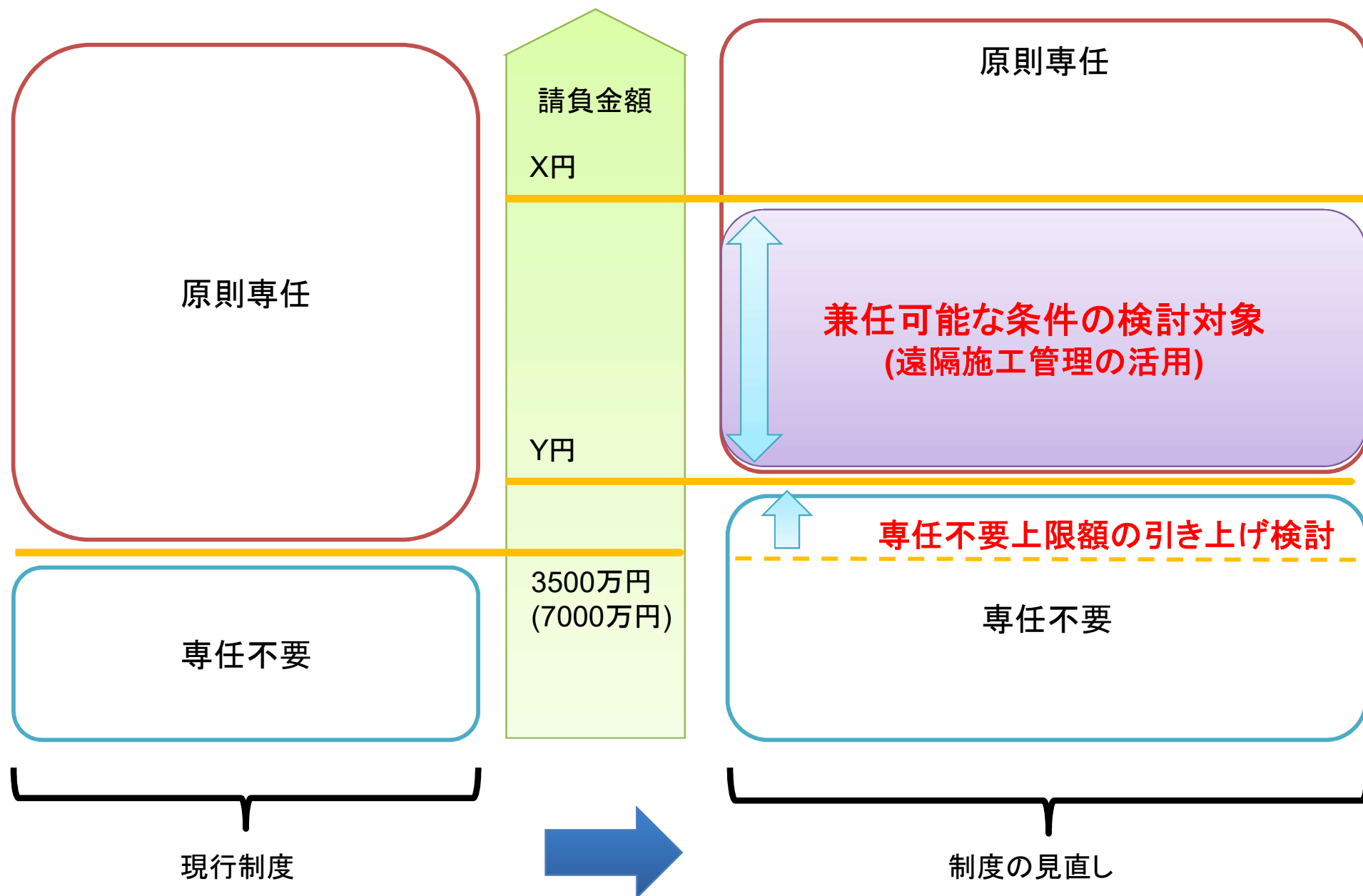
多様な建設工事においてICTの活用による施工管理の効率化を可能とするため、一定規模以下の工事に関して、兼任可能な条件を拡充することを検討。

#### ○その他の検討

上記と併せて技術者配置の運用の合理化について検討。

※ ICTの活用度合いなど個々の工事の特性に対応するため、より柔軟な施工体制による工事施工が可能となるような制度設計について、中長期的な課題として今後検討。

# 4. 監理技術者等の専任制度の見直しイメージ (案)



※ 中長期的な課題については別途検討